平成２９年（フ）第５２７９号
東京都小金井市梶野町１丁目７―22　ハウス小山15
債務者　嶋川　謙治
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２８３号
東京都大田区西蒲田６丁目28―３―302
債務者　甲　眞知子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２８４号
東京都大田区多摩川２丁目27―６―702
債務者　杉山小百合（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２８６号
東京都練馬区中村南２丁目１―12　ヴェルドミールｂ107
債務者　石川　智隆
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２８８号
東京都足立区東綾瀬３丁目８―13―205
債務者　安住　真樹（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２８９号
東京都武蔵村山市三ツ木３丁目５―２―103
債務者　米倉百合子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９号
沖縄県石垣市字大浜1349番地１　県営磯部団地５棟―204号、住民票上の住所沖縄県石垣市字野底433番地
債務者　宮城梨恵子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月21日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第２６６号
栃木県さくら市馬場416番地39
債務者　和氣　賢智
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３１号
岡山市北区青江１丁目13番22号メゾンドール青江106号
債務者　樋口　文子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止取消決定確定

平成２９年（フ）第１１９号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目181番地１
破産者　西山　広美
1　主文　当裁判所が平成29年４月24日にした破産手続廃止決定を取り消す。
2　決定確定日　平成29年７月14日
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第２２３号
群馬県高崎市下室田町2609番地１
破産者　信和工業有限会社
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２３８号
埼玉県深谷市東方町４丁目22番地４、開始決定時の住民票上の住所埼玉県熊谷市道ヶ谷戸315番地１
破産者　坂本　　等
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４８号
栃木県那須郡那須町大字高久甲5352番地
破産者　星　　英一
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第２７８２号
大阪府東大阪市三島１丁目７番７号
破産者　株式会社新光
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７８４号
大阪市鶴見区横堤１丁目５番39号
破産者　株式会社梶鍍金工業所
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０１７号
大阪市浪速区恵美須東１丁目17番９号
破産者　有限会社三好魚翅店
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４１号
香川県高松市宮脇町２丁目10番97号
破産者　有限会社東洋さく岩機高松
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係